

私たちはボランティア精神のもと
「市民後見人」として、地域社会に貢献することを目指します。

会報/市民後見人の会 No. 142

2019年9月27日発行 通巻No.152号

創刊2007年2月26日

発行/特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0014 東京都品川区大井 1-15-1 品川成年後見センター分室3階

TEL : 080-3912-3259 (通話専用 月～金曜日の10時～16時の間対応します。)

TEL&FAX : 03-6303-8265

MAIL : npokouken@gmail.com HP : <http://www.shiminkoukenninnokai.jp>

◆後見活動を終えて◆

今年7月29日、本会が27番目に受任、私が後見担当していたMさん(女性 享年89歳)が劇症肝炎のためお亡くなりになりました。

4年前の平成27年1月にMさんの後見担当となり、それまでB型肝炎と肝がん進行のなかで命を繋いできたMさんを担当して心がけたのは、「一人ではありません、皆が支えています」というメッセージを伝え続けることでした。小学校を卒業して遠くの紡績工場に働きに出され、一人で働き続けた経歴を何回もお聞きしたからです。

私が驚いたのは、認知症が進んで一つひとつの出来事の細かい記憶は不確かでしたが、Mさんは「過去にやさしくされた記憶」が消えなかったことです。そんなMさんだからこそ、終の棲家としてお世話になった千葉県内の有料老人ホームでは、彼女に対して施設長や看護師、介護士さんが心を寄せてくれました。そして主治医も「Mさんは天使だね。みんなの心が温かくなる」と何度も繰り返していました。

「この人は皆優しいね。私はいつも誰かに守られているように思う」と話すMさんに私は「今を丸ごと」受け入れられて生活しているのだと実感しました。そして「記憶」はなくても心が温かく穏やかになる感覚は、日々積み重ねられているのだということを学びました。

今年2月から病状は一進一退を繰り返していましたが、Mさんは「私はどこも悪くない」と安心して日常を過ごしていました。そして7月27日に訪問診療に見えたドクターに、「劇症肝炎に移行」と診断を受けた2日後に、苦しまず眠るようにスタッフの皆さんに看取られながら永眠しました。

私は、「Mさん、4年間のお付き合いありがとうございました」と感謝しています。どうぞこれからは、大好きで大切なお父様に、沢山甘えて下さい。
(記 宗村安子)

◆スキルアップ研修◆

本会研修部会主催による「スキルアップ研修」が次のとおり開催されました。

日 時：9月4日（水）14時～16時

場 所：大井町・きゅりあん 第2特別講習室

講 師：弁護士 神崎美穂（六法法律事務所 第一東京弁護士会）

テーマ：専門職に学ぶ成年後見

当日は30度を超える厳しい暑さの中、26名の会員が参加しました。講師は弁護士業務と同時に空手の指導者でもあり、武道家の顔も持つスポーツウーマンです。

神崎弁護士が実際に関わっている6件の事例（「財産管理 2件」「身上保護 2件」「死後事務 2件」）についてケーススタディが行われました。どれも困難な事例ばかりでしたが、活動を進める上での留意点、工夫した事、法律上の問題点、等々を体験に基づいてわかりやすく丁寧に語って頂きました。

「後見人が専門職であろうと、ご本人の意識がなかろうと、ご本人の『お顔』を見るのが活動の基になる」、「『弁護士は財産管理だけで良い』という人も中にはいるが、『それは違う』というのが弁護士会の見解だ」と最後に語っていました。

勉強会後にも何人もの会員が個別に熱心に質問をし、充実した2時間でした。



◆ふくしま祭り◆

9月21日（土）、「ふくしま祭り 2019」（事務局：品川区障害者福祉課、品川区社会福祉協議会）が品川区立中小企業センターで開催され、本会広報部会が初めてブースを出しました。小学生たちに高齢者の擬似体験をしてもらい、それを通して成年後見制度の宣伝・普及に繋げようという試みです。ただ、この日は小学校の授業が午前中にあり主な対象者の小学生の参加がほとんどなく、擬似体験は不発に終わりました。それでも擬似体験を試みようとした小さな子どもたちに針金づくりのグッズ作成体験をもらう等々の活動を行いました。

また二人の品川区議の方が来訪し、成年後見制度について熱心に耳を傾けていました、



◆8 月度臨時理事会報告◆

- 1 開催日時 2019年8月30日(金) 15時00分～16時50分
- 2 開催場所 品川区本会事務所
- 3 出席理事 朝倉鈴子、内山恵子、金城清、古賀忠壹、小松統、澤谷義則、杉谷徹夫、高橋宣子、高原三平各理事

4 議事

<審議事項>

- ① 28号案件の今後の対処について、「類型の変更を上申し、それが不可の時は保佐人を辞任する」ことを決議した。

<報告・連絡事項>

- ① 45号(さいたま家裁、令和元年8月27日)、47号(東京家裁、令和元年8月28日)の審判がおりた。(小松)
- ② 2019年度業務指導委員会開催は2020年1月20日(月)に決まった。(高原)
- ③ freemlbyGMO サービス終了(本年12月2日)に伴う措置について報告があった。(杉谷)
- ④ 社協助成金(80万円)の平成30年度報告書、平成元年度申請書を8月27日に提出した。(高原)
- ⑤ 書籍(「いわゆる有償ボランティアのボランティア性」・「組織評価のすすめ」)の紹介があった。(高原)

(記 高原三平)



◆9 月度理事会報告◆

- 1 開催日時 2019年9月17日(火) 17時00分～19時00分
- 2 開催場所 品川区本会事務所
- 3 出席理事 朝倉鈴子、内山恵子、金城清、古賀忠壹、小松統、澤谷義則、杉谷徹夫、高橋宣子、高原三平各理事

<審議事項>

(なし)

<協議事項>

- ① 相談事業について、別添資料「仮称・後見カフェ事業立ち上げについてのご提案」により協議した。前向きに採り上げ、今後とも継続協議することとした。

事業の概要は以下の通り。

2019年4月オープンした品川区特別養護老人ホーム「グランアークみづほ」において当施設利用者・その家族、地域住民を対象に、「認知症になっても安心して暮らせる社会の構築」の一環として、施設の運営会社協力のもと、認知症カフェの形態により認知症に対する不安、高齢者特有の悩みなどに耳を傾け、問題解決の手伝いを



する。運営は区が進める認知症関連助成を視野におき、会員の協力で実施する。(当面月 1 回程度)。

<報告・連絡事項>

- ① 新案件(45号、47号)の審判確定書発行申請について報告があった。(小松)
- ② 2019年度業務指導委員会の開催(2020年1月20日)について、主な日程について連絡があった。(高原、小松)
- ③ 8月度臨時理事会決定に基づき、9月2日、社協へ28号案件について「被保佐人に関する上申書」(別添資料)を社協監督人へ提出した旨報告があった。(古賀)
- ④ 支援員活動報告について、別添資料により報告があった。(高原)
- ⑤ 2019年度第2回スキルアップ研修が9月4日、神埼美穂弁護士により事例検討を主に実施され26名が参加した旨報告があった。また第3回は12月15日に予定しているとの連絡があった。(杉谷)
- ⑥ 「しな活」(区内団体ガイド)発刊について案内があった。(金城)
- ⑦ 「品川こうけん便り3号」(品川成年後見センター発行)について別添資料により案内があった。(高原)

<今後の予定>

- ・9月度月曜カフェ 9月30日(月)18時00分～
- ・情報交換会(後見部会) 10月12日(土)
- ・10月度部会長連絡会 10月15日(火)10時00分～
- ・監督人・後見人等連絡会 10月21日(月)15時30分～
- ・10月度理事会 10月21日(月)17時00分～

(記 高原三平)



今月11日の毎日新聞に、紙面のほとんど1面を占めたスペースで「認知症 新たな国家戦略」という記事が出ていました。今年6月に政府が関係閣僚会議で「認知症施策推進大綱」を決定し、この大綱の内容について、専門家・当事者団体の代表者の方たち3人が意見を述べています。その内のひとり、永田久美子さん(認知症介護研究・研修東京センター研究部長)が次のように述べています。

「『本人発信』も重要だ。本人の声を聴かないと、啓発も医療やさまざまな施策も、的外れなものになる。これまでも『本人視点』の重視は唱えられてきたが、『本人はわからないから代わりに周囲が決める』ということが常態化している。聴こうとする人がいて、表現するための支えがあれば、認知症が中・重度に進行していても思いや願いを伝えられる。」

後見活動を進めるうえでも大事な考えだと思います。

忘年会のお知らせ

少し早いですが、忘年会のお知らせです。今から予定を入れていただき多くの会員の皆さんの参加を期待します。

日程：2019年12月15日(日) 場所：「花の舞」大井町店

(編集 広報部会)